

## 監 査 結 果 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項及び第7項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和7年9月30日

奈良県監査委員 芝池多津子  
同 井上圭吾  
同 中川崇  
同 伊藤將也

なお、監査執行者は次のとおりです。

監 査 委 員	委 員 実 地 監 査 実 施 日
内 野 正 博	令和7年3月24日 ～ 令和7年3月31日
芝 池 多 津 子	令和7年3月24日 ～ 令和7年8月26日
井 上 圭 吾	令和7年4月1日 ～ 令和7年8月26日
浦 西 敦 史	令和7年3月24日 ～ 令和7年7月2日
永 田 恒	令和7年3月24日 ～ 令和7年7月2日
中 川 崇	令和7年7月3日 ～ 令和7年8月26日
伊 藤 將 也	令和7年7月3日 ～ 令和7年8月26日

# 監 査 結 果 報 告 書

令和7監査年度 第1回  
(令和7年3月～8月定期監査)

令和7年9月

奈 良 県 監 査 委 員

# 目 次

## 第1 定期監査

1 監査の実施方針-----	1
2 監査等の種類、対象-----	1
3 監査対象機関-----	1
4 監査における重点事項-----	3
5 委員実地監査実施日-----	3
6 監査等の実施内容-----	3
7 監査の結果-----	4
(1) 部局別指摘事項等件数一覧-----	4
(2) 指摘事項等の内容別-----	6
(3) 所属別-----	12
(ア) 本庁	
知事公室-----	12
総務部-----	13
地域創造部-----	16
こども・女性局-----	19
福祉医療部-----	20
医療・介護保険局-----	21
医療政策局-----	21
環境森林部-----	23
産業部-----	24
観光局-----	25
食農部-----	25
県土マネジメント部-----	27
まちづくり推進局-----	29
会計局-----	30
水道局-----	30
議会事務局-----	31
教育委員会-----	31
行政委員会-----	33
警察本部-----	33
(イ) 出先機関	
知事公室-----	34
地域創造部-----	34
こども・女性局-----	35
福祉医療部-----	36
医療政策局-----	37
環境森林部-----	38
産業部-----	39
観光局-----	40
食農部-----	40
県土マネジメント部-----	41

まちづくり推進局-----	41
教育委員会-----	41
警察本部-----	43
(ウ) 監査重点事項の結果-----	44
(エ) 監査の総括-----	44

## 第2 財政援助団体等監査

1 監査の実施方針-----	45
2 監査実施状況-----	45
3 監査の結果-----	45
4 監査実施団体の概要及び監査の結果-----	45
奈良県土地開発公社-----	45
ムジークフェストなら実行委員会-----	46

## 第1 定期監査

### 1 監査の実施方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、正確性及び合规性の観点から、これらが、法令、条例等の規定に沿って適正に行われているか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているかを主眼として、県民目線に立ち、公正で実効性のある監査を実施した。

### 2 監査等の種類、対象

財務監査（定期監査）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

### 3 監査対象機関

本庁及び出先機関の143所属（本庁102所属、出先機関41所属）について実地監査を実施した。なお、本監査結果は令和6年度の組織（令和7年度組織改正前）単位での報告とする。

所 管 部 局	実 地 監 査		所 管 部 局	実 地 監 査	
	本 庁	出先機関		本 庁	出先機関
知 事 公 室	1 1	3	県土マネジメント部	9	1
総 務 部	1 2	0	まちづくり推進局	6	1
地 域 創 造 部	1 1	4	会 計 局	1	0
こども・女性局	4	2	水 道 局	1	0
福 祉 医 療 部	3	5	議 会 事 務 局	1	0
医 療 ・ 介 護 保 険 局	3	0	教 育 委 員 会	9	1 3
医 療 政 策 局	6	1	行 政 委 員 会	3	0
環 境 森 林 部	7	3	警 察 本 部	1	2
産 業 部	4	2	合 計	1 0 2	4 1
観 光 局	3	1			
食 農 部	7	3			

※ 実地監査 監査対象機関に出向くなどして、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として行う監査

#### 4 監査における重点事項

監査リスクの高い事項や監査上の重要性を考慮して、重点的かつ効率的な監査を実施するため、令和7監査年度監査計画において、監査重点事項を次のとおり設定した。

##### 「会計事務に係る進捗管理状況について」

内部統制制度については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)の改正により、令和2年4月から取組が始まった。

県では、「奈良県内部統制基本方針」を定め、これに基づき内部統制の取組を進めている。定期監査の結果、指摘事項の要因として、「所属としての進捗管理の不足」などの事例が多数、散見された。

このような状況を踏まえ、所属において、会計事務の進捗管理について、実態の把握と問題点を検証し、今後の会計事務の進捗管理のあり方などの改善につなげるため、監査を実施した。

##### 「資金前渡及び郵便切手等に係る事務処理について」

資金前渡とは、特定の経費について、一般的には債権額が確定し、債権者が未確定の場合及び債権金額、債権者ともに未確定の場合に支出する方法であって、支出命令権者が指定する資金前渡担当者に対し、概括的に資金を交付し、交付した資金の範囲内において現金払をさせる制度である。県では多くの所属において、資金前渡による支払事務がなされており、その取り扱いについては、細心の注意をもって処理を行うべきである。

しかし、令和6監査年度定期監査において、資金前渡及び郵便切手等に係る不適切な事務処理が散見された。

このような状況を踏まえ、前渡資金の取り扱いや管理体制について、合規性や内部統制の有効性等の視点から調査し、今後、資金前渡及び郵便切手等に係る事務処理が適正に行われることを目的として、監査を実施した。

#### 5 委員実地監査実施日

令和7年3月24日～同年8月26日

#### 6 監査等の実施内容

##### 財務監査（定期監査）

令和6年度の事務事業を対象として、奈良県監査基準（令和2年3月10日決定）に準拠し次の事項別基準に基づいて監査を実施した。なお、必要に応じて過年度の事務事業も対象とした。

- (1) 執行体制
- (2) 事務事業
- (3) 予算の執行
- (4) 収入
- (5) 支出
- (6) 契約
- (7) 工事
- (8) 補助金等
- (9) 財産
- (10) 物品
- (11) 公用車等
- (12) 切手等

## 7 監査の結果

### (1) 部局別指摘事項等件数一覧

	指摘事項										注意事項										意見		合計		
	執行体制	予算執行	収入	支出	契約	補助金等	財産	物品	公用車	切手等	執行体制	予算執行	収入	支出	契約	工事	補助金等	財産	物品	公用車	切手等	収入		工事	
知事公室				1		2						1													4
総務部		1	1	3										3									1		9
地域創造部		1		3	2	2						2		2											12
こども・女性局				3		1		1			1			2								1			9
福祉医療部		4		2				2																	8
医療・介護保険局																									0
医療政策局				1							1		1	1	1		2					1			8
環境森林部				3							1				1		1					1			7
産業部				1	1	1							1		1									1	6
観光局	1			1														1							3
食農部		1		1	1		1	2				1			2							1			10
県土マネジメント部			1	2											1										4
まちづくり推進局		1	1	1										2			1	1				1			8
会計局																									0
水道局				2																					2
議会事務局																									0
教育委員会				1	1	1		1			1	3		2		1						1	1		13
行政委員会																									0
警察本部				1										1							1				3
小計	1	8	3	26	5	7	1	6	0	0	4	7	2	13	6	1	4	2	0	1	6	1	2	106	
合計	57 (52)										46 (39)										3 (4)		106 (95)		

※ ( ) 内の数字は、昨年度第1回報告（令和6年3月～同年8月定期監査分）の件数

※ 2つの事項に該当する監査結果については、そのうち主な事項の方で1件にまとめて掲げている。

## ※定期監査の結果の取扱い基準

### 1 指摘事項

監査委員が違法、不当な事項として認め、その是正又は改善を求めるもので、次のいずれかに該当する場合

- ① 法令、条例、規則、通達及び通知に違反するもののうち重大なもの
- ② 書類の隠匿、改ざんその他故意による違反を行っているもの
- ③ 重大な過失又は著しい怠慢によって誤りを生じているもの
- ④ 著しく不経済なもの又は著しく損害が生じているもの
- ⑤ 著しく非効率なもの又は著しく妥当性を欠くもの
- ⑥ 著しく有効性を欠くもの
- ⑦ 誤りを生じている事項で一定額（一定数値）以上のもの
- ⑧ 前回の指摘又は注意事項について、是正・改善されていないもの
- ⑨ 上記のほか、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

### 2 注意事項

監査委員がその事項につき、指摘の内容までには至らないが、重要と認め、その是正・改善を求めるもので、次のいずれかに該当する場合

- ① 過失に起因する事項等で、指摘の程度までには至らないが、是正又は改善を要するもの
- ② 指摘の区分に該当する事項であるがその原因又は経緯にやむを得ない事情があるもの、又は監査対象機関自身において誤りを発見し、かつ、速やかに是正されているもの
- ③ 誤りを生じている事項で、指摘事項の額、数値未満など指摘の内容には至らないが、重要なもの
- ④ 前回口頭指導した事項で措置、是正、又は改善されていないもののうち重要なもの

### 3 意見事項

監査委員が、制度の運用及び事務事業の執行方法等について、経済性、効率性、有効性の見地等から、今後見直しの必要があると認め、次のいずれかに該当する場合

- ① 経済性、効率性、有効性の見地等から検討が必要な事項
- ② 改善を求める事項の発生の頻度が高いもので、その発生が制度に起因している事項で制度の改善の検討が必要な事項

### 4 口頭指導事項

軽微な誤り等で、かつ、速やかに是正又は改善されることが確実なもの

なお、上記以外でも社会通念上又は県民目線で見ても、改善や見直しが必要と判断される場合、その内容等に応じて意見事項又は口頭指導事項とすることがある。

## (2) 指摘事項等の内容別

### (ア) 指摘事項(57件)

項 目		内 容	件数	対 象 所 属
執行体制	内部統制	内部統制の強化・充実について	1	観光力創造課
予算執行	予算執行	過年度支出の発生について	1	文化振興課
		委託料の誤払い及び過年度支出の発生について	1	管財課
		報酬等の誤払い及び過年度支出の発生について	1	郡山保健所
		支払遅延による過年度支出の発生について	2	障害福祉課、建築安全課
		歳入科目の誤りにについて	3	地域福祉課、障害福祉課、農業水産振興課
収入	収入の調定	県営住宅使用料の調定事務の誤りにについて	1	住宅課
		県庁舎使用料及び土地建物貸付料の調定事務の遅延について	1	管財課
	収入事務	道路管理費負担金及び受託事業収入に係る不適切な事務処理について	1	道路マネジメント課
支出	支出負担行為	支出負担行為の遅延について	12	行政・人材マネジメント課、人事課、管財課、こども保育課、地域福祉課、産業創造課、警察本部、橿原公苑、中央こども家庭相談センター、野外活動センター、保健研究センター、フォレスターアカデミー
	支出命令	支払遅延に対する遅延利息の発生について	3	政策推進課、奈良公園室、建設産業課

		源泉所得税の納付遅延について	2	水道局、幹線街路整備事務所
		公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について	1	畜産課
		共済費の誤払いについて	1	図書情報館
		消費税及び地方消費税の納付遅延について	1	水道局
資金前渡		資金前渡に係る現金出納簿の未作成について	2	地域創造部総務課、景観・環境総合センター
		資金前渡に係る現金出納簿の未記入及び月例検査の未実施について	1	フォレスターアカデミー
つり銭		分任出納員へ委任された事務に係る不適切な現金の管理について	1	建築安全課
その他		資金前渡に係る不適切な事務処理について	1	健康推進課
		定時制通信教育手当及び義務教育等教員特別手当の誤認定について	1	山辺高等学校
契約	随意契約	工事請負契約における不適切な分割発注について	1	図書情報館
	契約書	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について	2	文化財保存事務所、人権・地域教育課
		工事の執行に係る不適切な事務処理について	1	競輪場
	その他	変更契約に係る不適切な事務処理について	1	農業水産振興課

補助金等	補助金等の 交付事務	補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について	4	スポーツ振興課、こども保 育課、産業創造課、義務教 育課
		補助金等の額の確定に係る不適切な事務処理について	1	文化振興課
	その他	補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について	1	政策推進課
		補助金の支出事務に係る不適切な事務処理について	1	消防救急課
財産	県有財産の 管理	公有財産の不適切な管理について	1	中央卸売市場
物品	物 品 の 取 得、処分	郵便切手の管理に係る不適切な事務処理について	1	こども保育課
		会計書類の紛失について	2	郡山保健所、高取国際高等 学校
		重要物品に係る備品管理簿の未整理及び財産調書の記載誤 りについて	2	郡山保健所、家畜保健衛生 所
		奈良県収入証紙の管理に係る不適切な事務処理について	1	農業水産振興課

(イ) 注意事項(46件)

項 目		内 容	件数	対 象 所 属
執行体制	内部統制	内部統制の強化・充実について	4	中央こども家庭相談センター、精神保健福祉センター、フォレスターアカデミー、大和広陵高等学校
予算執行	予算執行	会計年度を誤った支出について	1	奈良南高等学校
		歳入科目の誤りにについて	1	山辺高等学校
		支出科目の誤りにについて	5	奥大和地域活力推進課、大和平野中央構想・スタートアップ推進課、橿原公苑、家畜保健衛生所、二階堂養護学校
収入	収入の調定	施設賃貸料の調定事務の遅延について	1	競輪場
	収入事務	証紙収納実績の報告誤りにについて	1	医師・看護師確保対策室
支出	支出負担行為	支出負担行為の遅延について	4	デジタル戦略課、こども・女性課、公園企画課、奈良商工高等学校
	支出命令	報酬及び役務費の誤払いについて	1	警察本部
		需用費の二重払いについて	1	精神保健福祉センター
		委託料の二重払いについて	1	教育委員会事務局総務課
		労働保険料の支払の遅延について	1	文化財保存事務所
		源泉所得税の納付遅延について	1	中央こども家庭相談センター
		源泉所得税の源泉徴収事務の誤りにについて	1	人事課
		支払遅延による施設賠償保険の未加入期間の発生について	1	中和公園事務所

	資金前渡	資金前渡に係る現金出納簿の記載誤りについて	1	大和平野中央構想・スタートアップ推進課
	その他	共済組合掛金等の納付に係る不適切な事務処理について	1	総務厚生センター
契約	契約書	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について	4	健康推進課、農業水産振興課、農村振興課、技術管理課
		請書を徴取していない契約について	1	景観・環境総合センター
		委託契約に係る事務の遅延について	1	人材・雇用政策課
工事	その他	建設廃棄物の不適正な事務処理について	1	高校教育課
補助金等	補助金等の交付事務	補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について	3	地域医療連携課、病院マネジメント課、廃棄物対策課
		補助金等の額の確定に係る不適切な事務処理について	1	住宅課
財産	県有財産の管理	公有財産台帳の登録漏れについて	2	奈良公園室、公園企画課
公用車	公用車使用中の事故による損傷	公用車使用中の事故による損傷について	1	警察本部
切手等	郵便切手の保有	郵便切手の過大な保有について	3	家畜保健衛生所、住宅課、奈良北高等学校
	郵便切手等の管理	郵便切手等交付簿の検査漏れについて	3	中央こども家庭相談センター、精神保健福祉センター、フォレスターアカデミー

(ウ)意見事項(3件)

項 目		内 容	件数	対 象 所 属
収入	未収金	県税に係る未収金の回収について	1	税務課
工事	その他	競争路補修工事の計画的な執行について	1	競輪場
		工事請負契約に係る品質確保の方策について	1	学校支援課

### (3) 所属別

#### (ア) 本庁

部局名	所属名	実施日	監査結果
知事公室	秘書課	令和7年 7月30日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	広報広聴課	令和7年 7月30日	同上
	政策推進課	令和7年 7月30日	<p><b>支払遅延に対する遅延利息の発生について</b>            令和5年度の役務費（FAX及び直通電話料金）について、支払期限日を超過したため支払遅延に対する延滞利息が生じた事例が1件（延滞利息額8円）認められた。            今後は、奈良県会計規則等に基づき、適時、適正な事務の執行に努めるべきである。（指摘事項）</p> <p><b>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</b>            奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、令和6年度の交付決定において、支出負担行為決裁後の交付決定時に、債権者の交付額が誤っていることに気づいたが、支出負担行為を訂正せずに交付決定を行っていた事例が20件（交付決定額合計28,241,000円）認められた。            誤った支出負担行為については相手方への支払までに所要の手続きを行い、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。            今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
	万博推進室	令和7年 7月30日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	国際課	令和7年 7月30日	同上
	市町村振興課 （選挙管理委員会事務局を含む）	令和7年 7月30日	同上
	美しい南部東部振興課	令和7年 8月19日	同上

	うだ・アニマル パーク振興室	令和7年 8月19日	同上
	奥大和地域活 力推進課	令和7年 8月19日	<b>支出科目の誤りについて</b> 令和6年度の奥大和移住定住センター「engawa」の通信費用（4月分から10月分）について、経費の性質が通信運搬費であることから予算科目を役務費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が7件（契約額合計 37,807円）認められた。令和6年11月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。 今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。 (注意事項)
	防災統括室	令和7年 7月23日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	消防救急課	令和7年 7月23日	<b>補助金の支出事務に係る不適切な事務処理について</b> 令和5年度の補助金について、令和6年3月27日に交付決定を行いその後出納整理期間中に概算払いをしているが、当該予算を令和6年度に繰越処理をしていたため、本来は令和6年度の明許予算として支出しなければならなかったのに、誤って出納整理期間中に令和5年度現年予算として支出した事例が1件（概算払い額 523,600,000円）認められた。 その後、令和6年度に明許予算で支払わなければならないことに気がつき、出納整理期間中に年度更正をして令和6年度明許予算に支出更正していたが、事業終了後に概算払いの精算をしようとしたところ、令和5年度に支出負担行為決議書及び支出命令書を入力したため精算処理が行えず、残額は令和6年度の歳入で受け入れていた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
総務部	総務課	令和7年 8月25日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	法務文書課	令和7年 8月25日	同上
	行政・人材マネ ジメント課	令和7年 8月25日	<b>支出負担行為の遅延について</b> 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例

		<p>が1件（契約額 518,400円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
人事課	令和7年 8月25日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の報償品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件（契約額合計 1,426,562円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p><b>源泉所得税の源泉徴収事務の誤りについて</b></p> <p>令和6年度の委託料について源泉所得税の徴収を行っていなかったため、源泉所得税の納付が遅延していた事例が1件（源泉徴収すべき額 20,000円）認められた。</p> <p>今後は、適正な源泉徴収事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>
総務厚生センター	令和7年 8月25日	<p><b>共済組合掛金等の納付に係る不適切な事務処理について</b></p> <p>令和6年6月分の報酬に係る共済組合掛金等について、事務処理を誤ったことにより、地方職員共済組合奈良県支部へ誤って納付した事例が2件（誤納額合計 27,839円）認められた。その態様の内訳は、①掛金（本人負担分）を誤って徴収し、納付したものが1件、②負担金（事業主負担分）を誤って納付したものが1件となっていた。</p> <p>今後は、地方公務員等共済組合法等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、再発防止に向けた体制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>
財政課	令和7年 8月25日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
税務課	令和7年 8月25日	<p><b>県税に係る未収金の回収について</b></p> <p>県税については、税務課及び各県税事務所において、差押を中心とした滞納処分の推進に取り組んでいる。特に、市町村が賦課徴収を行う個人県民税については、市町村への支援・協働徴収の取り組みを強化し、また自動車税（令和元年10月より自動車税種別割）をはじめその他の県税においても徴収強化に努めている。</p>

			<p>このことにより、令和6年度の県税徴収率は、令和5年度に比べ0.2ポイント上昇し98.8%となる見込みであり、未収金の縮減についても着実な改善が認められる。</p> <p>しかしながら、未だ令和6年度末見込みで約16億2,481万円の多額の未収金が認められるため、今後も税負担の公平性と財源確保の観点から、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、引き続き効果的かつきめ細かな徴収対策の推進に努められたい。 (意見事項)</p>
	管財課	令和7年 8月25日	<p><b>委託料の誤払い及び過年度支出の発生について</b></p> <p>令和5年度の委託料について、履行及び請求金額の確認が不十分だったため、金額を誤って支出していた事例が1件(不足額110,000円)認められた。</p> <p>また、地方自治法においては各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないとされているが、上記の1件では、不足額を令和6年8月に令和6年度予算から支出して、過年度支出となっていた。</p> <p>今後は、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則及び奈良県会計規則等に基づき適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>県庁舎使用料及び土地建物貸付料の調定事務の遅延について</b></p> <p>令和6年度県庁舎使用料及び土地建物貸付料について、奈良県行政財産使用料条例施行規則及び奈良県公有財産規則で定められた納期限(令和6年4月25日)を経過した後に調定及び納入の通知を行っていた事例が3件(調定額合計7,754,624円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県行政財産使用料条例施行規則及び奈良県公有財産規則に基づき、調定事務の適時適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件(契約額42,020円)認められた。また、上記の1件では、会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある</p>

			内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)
	ファシリティ マネジメント 室	令和7年 8月25日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	デジタル戦略 課	令和7年 8月25日	<b>支出負担行為の遅延について</b> 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の使用料及び賃借料について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（支出負担行為額 12,025,200円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。（注意事項）
	デジタル管理 室	令和7年 8月25日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	職員相談支援 課	令和7年 8月25日	同上
地域創造部	総務課	令和7年 7月17日	<b>資金前渡に係る現金出納簿の未作成について</b> 資金前渡職員は、現金出納簿を備え必要な事項を記載するものとされているのに、令和5年度及び令和6年度の現金出納簿を作成していなかった。 今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)
	大和平野中央 構想・スタート アップ推進課	令和7年 7月17日	<b>支出科目の誤りについて</b> 令和6年度の電車乗車券の購入代金について、経費の性質が電車の切符の購入経費であることから予算科目を役員費で支出すべきであったのに、旅費で支出していた事例が1件（支出額 82,000円）認められた。 今後は、奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。（注意事項）  <b>資金前渡に係る現金出納簿の記載誤りについて</b> 資金前渡職員が備える令和6年度の現金出納簿において、記入漏れや記入誤りが15件認められた。所属長は、月末に例月検査を行うこととなっているが、これらの誤りを看過していた。 今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努められたい。（注意事項）
	施設整備推進 室	令和7年 7月17日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では

			認められなかった。
文化振興課	令和7年 7月17日	<p><b>過年度支出の発生について</b>          地方自治法においては各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないとされているが、令和5年度の費用弁償（38件 22,800円）について、令和6年8月に令和6年度予算から支出して、過年度支出となっていた。          今後は、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。          （指摘事項）</p> <p><b>補助金等の額の確定に係る不適切な事務処理について</b>          奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の額の確定は、県が報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に補助事業者が実施した補助事業等の成果が適合したことを認め、交付すべき補助金等の額を確定する旨の意思決定である。令和5年度において、額の確定を行っていなかった事例が1件（交付決定額 7,650,000円）認められた。また、上記の1件では、概算払いした補助金等を精算していなかった。          今後は、同規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。          （指摘事項）</p>	
文化財課	令和7年 7月17日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。	
文化財保存事務所	令和7年 7月17日	<p><b>労働保険料の支払の遅延について</b>          労働保険料については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律により保険関係が成立した後に速やかに労働基準監督署へ届出し、また概算保険料の申告に基づき保険料を支払うこととされているのに、令和6年度において、会計年度任用職員に係る労働保険料について、労働保険概算保険料申告書の提出及び労働保険概算保険料の支払が遅延していた事例が2件（保険料額 181,450円）認められた。          今後は、同法に基づき、適正な事務の執行に努められたい。          （注意事項）</p> <p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b>          委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の物品購入契約</p>	

		<p>等について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が4件(契約額合計 3,677,894円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件(契約額 1,393,700円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>
世界遺産室	令和7年 7月17日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
人権施策課	令和7年 7月17日	同上
スポーツ振興課	令和7年 7月17日	<p><b>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</b></p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和6年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から大幅に遡った日付を交付決定日としていた事例が2件(交付決定額合計 1,063,405円)認められた。その態様の内訳は、実際に交付決定を行った日から、①1か月以上3か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が1件、②3か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が1件となっていた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記2件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>
国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室	令和7年 7月17日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
県民くらし課	令和7年 7月17日	同上

こども・女性局	こども・女性課	令和7年 5月19日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 150,000円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。（注意事項）</p>
	こども保育課	令和7年 5月19日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度及び令和6年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額等合計 17,691,745円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が1件となっていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みべきである。（指摘事項）</p> <p><b>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</b></p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和5年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から大幅に遡った日付を交付決定日としていた事例が59件（交付決定額合計 670,895,000円）認められた。その様態の内訳は、実際に交付決定を行った日から、①1か月以上3か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が58件、②3か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が1件となっていた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の59件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みべきである。（指摘事項）</p>

			<p><b>郵便切手の管理に係る不適切な事務処理について</b>  令和6年度の郵便切手交付簿において、月次残高が切手の保有額と一致しておらず、郵便切手の亡失（金額 180 円）が認められた。  郵便切手等は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。今後は、奈良県会計規則に基づき、郵便切手等の適正な管理に努めるとともに、実効性のあるチェック体制の整備に取り組むべきである。  （指摘事項）</p>
	こども家庭課	令和7年 5月19日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	教育振興課	令和7年 5月19日	同上
福祉医療部	総務課	令和7年 6月2日	同上
	地域福祉課	令和7年 6月2日	<p><b>歳入科目の誤りについて</b>  令和6年度の光熱水費事業者等負担収入について、経費の性質が行政財産の目的外使用許可に伴い発生する光熱水費の実費相当額を使用者から徴収するものであることから予算科目を雑入で収納すべきであったのに、社会福祉総合センター使用料で収納していた事例が2件（収入済額合計 1,039,836 円）認められた。令和6年6月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。  今後は奈良県予算規則に従い、適正な予算科目で収納するべきである。  （指摘事項）</p> <p><b>支出負担行為の遅延について</b>  委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額 40,700 円）認められた。  今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
	障害福祉課	令和7年 6月2日	<p><b>支払遅延による過年度支出の発生について</b>  地方自治法においては各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないとされているが、令和5年度の需用費その他（1件 4,100 円）について、納品確認を令和6年3月に行っていたのに、これに係る支出事務を失念したため、令和6年12月に令和6年度予算から支出をしていて、過年度支出となっていた。  今後は、同法に規定されている上記の会計年度独</p>

			<p>立の原則に基づき適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>歳入科目の誤りについて</b> 令和5年度及び令和6年度の土地建物貸付料について、経費の性質が財産の貸付であることから予算科目を財産運用収入で収納すべきであったのに、福祉保険関係敷地使用料で収納していた事例が2件(収入済額合計182,769円)認められた。令和6年5月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。 今後は奈良県予算規則に従い、適正な予算科目で収納するべきである。 (指摘事項)</p>
医療・介護保険局	医療保険課	令和7年 6月2日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	介護保険課	令和7年 6月2日	同上
	地域包括支援課	令和7年 6月2日	同上
医療政策局	地域医療連携課	令和7年 7月24日	<p><b>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</b> 奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和5年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が1件(交付決定額21,000円)認められた。 また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をすときとされているが、上記では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。 今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p>
	医師・看護師確保対策室	令和7年 7月24日	<p><b>証紙収納実績の報告誤りについて</b> 消印をした収入証紙については、収入証紙収納簿に収入状況を記録し、また、収納実績報告書により四半期ごとに件数、金額等の収納実績を会計局に報告することとされているが、令和6年7月分から同年9月分の保健師等免許試験手数料の実績について、証紙収納簿には実績額を22,300円と正しく記載していたが、証紙収納実績報告書では誤って</p>

		<p>66,700円と報告していた。その結果、証紙収入特別会計から一般会計への振替額が44,400円過大となっていた。その後、令和7年1月にその誤りに気がつき、令和6年度中に所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は、関係通知等に基づき証紙収納事務の適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組みたい。(注意事項)</p>
病院マネジメント課	令和7年 7月24日	<p><b>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</b></p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和6年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が1件(交付決定額49,782,000円)認められた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。(注意事項)</p>
健康推進課	令和7年 7月24日	<p><b>資金前渡に係る不適切な事務処理について</b></p> <p>資金の前渡を受けた者は、前渡資金に係る経費について精算書を作成し、支払に関して証拠となるべき書類を添えて、随時の費用については当該経費の支払完了後5日以内に、支出命令者に提出して精算しなければならないのに、令和6年度の役務費について、精算に必要な領収書を紛失したため、資金前渡職員が精算をすべき期間から3か月以上遅延して精算を行っていた事例が1件(精算額1,880円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則に基づき、適正な事務執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額29,871,600円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規</p>

			<p>則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p>
	疾病対策課	令和7年 7月24日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	薬務・衛生課	令和7年 7月24日	同上
環境森林部	総務課	令和7年 7月25日	同上
	廃棄物対策課	令和7年 7月25日	<p><b>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</b></p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和6年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上3か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が3件(交付決定額合計 16,364,000円)認められた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の3件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p>
	景観・自然環境課	令和7年 7月25日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	水・大気環境課	令和7年 7月25日	同上
	森林環境課	令和7年 7月25日	同上

	県産材利用推進課	令和7年 7月25日	同上
	脱炭素・水素社会推進課	令和7年 7月25日	同上
産業部	総務課	令和7年 5月19日	同上
	産業創造課	令和7年 5月19日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額 72,765 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p><b>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</b></p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和6年度において、交付決定にあたり、実際に交付決定を行った日から3か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が1件（交付決定額 1,025,000 円）認められた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の1件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
	経営支援課	令和7年 5月19日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	人材・雇用政策課（高等技術専門校に対する実地監査で注意事項となる。）	令和7年 5月19日	<p><b>委託契約に係る事務の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、支出負担行為を行うこととされている時期は契約を締結するときとされているが、令和6年度の高等技術専門校における委託契約について、予算計上課である人材・雇用政策課が契約相手方との調整に時間を要したため、契約に必要な関係書類の送付が契約日から1か月以上経過した日となったことにより、高等技術専門校で支出負担行為を行うこと</p>

			<p>とされている日から1か月以上遅延して支出負担行為が行われていた事例が1件(契約額 99,000円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、支出負担行為事務等に影響を生じさせることのないよう契約事務の適正な執行に努められたい。(注意事項)</p>
観光局	観光戦略課	令和7年 6月9日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	観光力創造課	令和7年 6月9日	<p><b>内部統制の強化・充実について</b></p> <p>前回の監査において、内部統制の充実について注意事項として改善を求めたところであるが、今回の監査においても、支出事務等について、不適正な事務処理が多数認められた。事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>
	奈良公園室	令和7年 6月9日	<p><b>支払遅延に対する遅延利息の発生について</b></p> <p>令和6年度の役務費(電気料金)について、支払期限日を超過したため支払遅延に対する延滞利息が生じた事例が1件(延滞利息額 7,299円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、適時、適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p><b>公有財産台帳の登録漏れについて</b></p> <p>平成20年度、平成21年度及び平成22年度に取得した工作物について、公有財産台帳に登録していない事例が3件認められた。</p> <p>今後は、奈良県公有財産規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p>
食農部	総務課	令和7年 7月29日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	豊かな食と農の振興課	令和7年 7月29日	同上
	中央卸売市場再整備推進室	令和7年 7月29日	同上

	<p>農業水産振興課</p>	<p>令和7年 7月29日</p>	<p><b>歳入科目の誤りについて</b>          令和5年度の提案公募型研究収入について、経費の性質が提案公募型の研究であることから予算科目(節)を提案公募型研究収入で収納すべきであったのに、民間受託試験収入で収納していた事例が1件(収入済額 3,000,000 円)認められた。          今後は奈良県予算規則に従い、適正な予算科目で収納すべきである。(指摘事項)</p> <p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b>          委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額 300,000 円)認められた。          契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。          今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p> <p><b>奈良県収入証紙の管理に係る不適切な事務処理について</b>          令和6年度において、奈良県収入証紙の亡失(金額 8,700 円)が認められた。          今後は、奈良県会計規則に基づき、奈良県収入証紙の適正な管理を徹底し、不適切な事務処理の再発防止に努めるべきである。(指摘事項)</p>
	<p>農業水産振興課(農業研究開発センターに対する実地監査で指摘事項となる。)</p>	<p>令和7年 7月29日</p>	<p><b>変更契約に係る不適切な事務処理について</b>          普通財産の土地について、当該財産の土地の一部を電柱等の設置を目的とする賃貸借契約を締結していた事業者との変更契約において、令和5年4月の決裁後に契約相手方に変更契約書及び納入通知書を送付せず、紛失していた事例が1件(貸付料 4,800 円)認められた。令和5年7月に所要の手続きを行ったため、変更契約の締結が遅延し、結果として、納入の通知が納期限よりも遅延していた。          また、締結後の変更契約書を紛失し、契約相手方から提供を受けた写しを保管していた。          今後は、土地貸借使用料の収入事務に影響を生じさせることのないよう契約事務の適正な執行に努め、会計書類を適正に保管、管理するよう、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>

	畜産課	令和7年 7月29日	<p><b>公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について</b></p> <p>公用車の車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日の後に支出していた事例が1件（保険料 12,850 円）認められた。</p> <p>自動車損害賠償責任保険料の後払いは、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、保険料の支出については適時適正に処理すべきである。（指摘事項）</p>
	担い手・農地マネジメント課	令和7年 7月29日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	農村振興課	令和7年 7月29日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 9,836,000 円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>
県土マネジメント部	総務課	令和7年 8月18日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	建設産業課	令和7年 8月18日	<p><b>支払遅延に対する遅延利息の発生について</b></p> <p>令和5年度の役務費（電話料金）について、支払期限日を超過したため支払遅延に対する延滞利息が生じた事例が1件（延滞利息額 15 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、適時、適正な事務の執行に努めるべきである。（指摘事項）</p>
	技術管理課	令和7年 8月18日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の賃貸借契約について、支出負担行為を行うこととされている日か</p>

			<p>ら1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額等合計 4,221,217 円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 471,427 円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>
	道路建設課	令和7年 8月18日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	道路マネジメント課	令和7年 8月18日	<p><b>道路管理費負担金及び受託事業収入に係る不適切な事務処理について</b></p> <p>道路管理費負担金及び受託事業収入については、協定書に基づきあらかじめ予納金を納入させ、残額については、出納整理期間中に精算を行い、精算額を納入させることとなっているが、令和5年度の受託事業収入について、精算で生じた残金（11,148,660 円）を返還せず、道路管理費負担金の精算額（4,854,020 円）と相殺した上で、道路管理費負担金の一部（6,294,640 円）を返還していた事例が認められた。</p> <p>また、令和6年度の道路管理費負担金及び受託事業収入について、本来徴収すべき金額を誤って調定していた事例が2件（徴収過大額 11,148,660 円及び徴収不足額 11,148,660 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
	リニア・地域交通課	令和7年 8月18日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	河川整備課	令和7年 8月18日	同上
	砂防・災害対策課	令和7年 8月18日	同上
	下水道マネジメント課	令和7年 8月18日	同上

まちづくり推進局	まちづくり推進課	令和7年 7月28日	同上
	県土利用政策課	令和7年 7月28日	同上
	住宅課	令和7年 7月28日	<p><b>県営住宅使用料の調定事務の誤りについて</b>          県営住宅使用料について、令和2年度から令和6年度までの家賃の算定を誤ったため、徴収額が過小となっていた事例が9件(徴収不足額合計 546,900円)認められた。令和6年6月に国土交通省から注意喚起の通知を受け精査していたところ、類似事案での誤りに気がつき所要の手続きを行っていた。          今後は、奈良県会計規則等に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p><b>補助金等の額の確定に係る不適切な事務処理について</b>          奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の額の確定は、県が報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に補助事業者が実施した補助事業等の成果が適合したことを認め、交付すべき補助金等の額を確定する旨の意思決定である。令和4年度及び令和5年度において、実績報告書に添付された収支決算書に記載された内容と支出証拠書類の突合等による審査を行わず額の確定を行っていた事例が24件(交付決定額合計 96,865,000円)認められた。          今後は、同規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p> <p><b>郵便切手の過大な保有について</b>          令和6年度末の郵便切手の保有残高が当該年度月平均使用料の6か月分を超え、かつ、その額が5万円を超えて多額(保有残高 192,601円)となっていた。          郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。(注意事項)</p>
	建築安全課	令和7年 7月28日	<p><b>支払遅延による過年度支出の発生について</b>          地方自治法においては各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないとされているが、令和5年度の委員報酬(4件 43,600円)について、令和6年9月に令和6年度予算から支出していて、過年度支出となってい</p>

			<p>た。</p> <p>今後は、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p><b>分任出納員へ委任された事務に係る不適切な現金の管理について</b></p> <p>分任出納員は、歳入の収納に伴うつり銭が必要となる場合、奈良県会計規則等に基づいて会計管理者から交付を受けることができるとされているが、つり銭用現金の交付申請を行わず私費で代用している事例が認められた。</p> <p>今後は、同規則及び関係通知等に基づき適正な事務の執行に努めるべきである。（指摘事項）</p>
	公園企画課	令和7年 7月28日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（支出負担行為額 16,613,000円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。（注意事項）</p>
	公園企画課 （奈良公園室 に対する実地 監査で注意事 項となる。）	令和7年 7月28日	<p><b>公有財産台帳の登録漏れについて</b></p> <p>平成20年度、平成21年度及び平成22年度に取得した工作物について、公有財産台帳に登録していない事例が3件認められた。</p> <p>今後は、奈良県公有財産規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。（注意事項）</p>
	営繕課	令和7年 7月28日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
会計局	会計局	令和7年 8月7日	同上
水道局	水道局	令和7年 8月26日	<p><b>消費税及び地方消費税の納付遅延について</b></p> <p>令和6年度の消費税及び地方消費税の中間納付について、令和6年10月分の納付が遅延していた事例が1件（納付すべき額 38,056,200円）認められた。また、これに伴い、延滞税（7,500円）が発生していた。</p> <p>今後は、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効</p>

			<p>性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>源泉所得税の納付遅延について</b> 令和5年度の委託料について、源泉徴収済みの源泉所得税の税務署への納付を行っていなかったことにより、源泉所得税の納付が遅延していた事例が1件(納付すべき額 630,445円)認められた。また、これに伴い、延滞税(1,200円)が発生していた。 今後は、適正な源泉徴収事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
議会事務局	議会事務局	令和7年 8月5日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
教育委員会事務局	総務課	令和7年 8月4日	<p><b>委託料の二重払いについて</b> 令和6年度の委託料について、契約の相手方に二重に支出していた事例が1件(支出額 64,350円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p>
	福利課	令和7年 8月4日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	学校支援課	令和7年 8月4日	<p><b>工事請負契約に係る品質確保の方策について</b> 令和6年度の工事請負費において、前回の監査と同様に、予定価格に比して請負代金の額が大幅に低い工事が複数件認められた。ダンピング受注(その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結)は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすいため、引き続き、最低制限価格制度等を活用するなど、公共工事の品質確保に支障を来すおそれがないよう方策を検討されたい。 (意見事項)</p>
	教職員課	令和7年 8月4日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	高校教育課	令和7年 8月4日	<p><b>建設廃棄物の不適正な事務処理について</b> 令和5年度の工事請負費について、仕様書により提出を指示していた産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しを受領しておらず、建設廃棄物処理指針</p>

		<p>の規定する事項に反していた事例が1件（契約額9,570,000円）認められた。</p> <p>今後は、建設廃棄物処理指針に基づいた適正な契約事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック機能を強化するなど実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>
義務教育課	令和7年8月4日	<p><b>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</b></p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和6年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から3か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が3件（交付決定額合計6,029,000円）認められた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
特別支援教育推進室	令和7年8月4日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
人権・地域教育課	令和7年8月4日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から7か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額282,000円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
体育健康課	令和7年8月4日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>

行政委員会	人事委員会事務局	令和7年 8月7日	同上
	監査委員事務局	令和7年 7月23日	同上
	労働委員会事務局	令和7年 7月23日	同上
警察本部	警察本部	令和7年 8月7日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b> 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の広告契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件（契約額合計 99,000 円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p><b>報酬及び役務費の誤払いについて</b> 令和6年度の報酬及び役務費について、金額を誤って支出した事例が3件（不足額 5,644 円、過払い額合計 55,434 円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。（注意事項）</p> <p><b>公用車使用中の事故による損傷について</b> 公用車の使用中の事故による損傷（合計6件、県側損害額合計 19,250 円、うち県側過失割合 100%のもの5件）が認められた。 公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努められたい。（注意事項）</p>

(イ) 出先機関

部局名	所属名	実施日	監査結果
知事公室	旅券事務所	令和7年 4月24日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	外国人支援センター	令和7年 3月24日	同上
	消防学校	令和7年 5月13日	同上
地域創造部	橿原文化会館	令和7年 6月11日	同上
	図書情報館	令和7年 8月26日	<p><b>共済費の誤払いについて</b> 令和6年度の共済費について、金額を誤って支出した事例が1件(過払い額 330,304円)認められた。今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p><b>工事請負契約における不適切な分割発注について</b> 令和6年度の工事請負契約について、工事内容、工期等からみて密接に関連して一体的発注が妥当と考えられ、競争入札に付すべき工事を複数件に分割し、分割した各工事の予定価格が随意契約によることができる上限額 250万円をそれぞれ下回るとして、随意契約により契約を行っていた事例が4件(契約額合計 6,037,240円)認められた。今後は、地方自治法、同施行令、奈良県契約規則に基づき、事前に十分に検討を行い、契約事務の適正な執行に努めるべきである。(指摘事項)</p>
	消費生活センター	令和7年 3月24日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	橿原公苑	令和7年 4月17日	<p><b>支出科目の誤りについて</b> 令和6年度の産業廃棄物収集運搬処分業務委託契約について、経費の性質が委託契約代金であることから予算科目を委託料で支出すべきであったのに、役務費で支出していた事例が1件(支出額 40,040円)認められた。今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。(注意事項)</p> <p><b>支出負担行為の遅延について</b> 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担</p>

			<p>行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件（契約額合計 150,700 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
こども・女性局	中央こども家庭相談センター	令和7年 6月9日	<p><b>内部統制の強化・充実について</b></p> <p>今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p> <p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度及び令和6年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が3件（契約額合計 233,849 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p><b>源泉所得税の納付遅延について</b></p> <p>令和5年度の謝金について、源泉徴収済みの源泉所得税の税務署への払出を行っていなかったことにより、源泉所得税の納付が遅延していた事例が1件（納付すべき額 9,136 円）認められた。</p> <p>今後は、適正な源泉徴収事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p> <p><b>郵便切手等交付簿の検査漏れについて</b></p> <p>郵便切手等交付簿は、毎月月末に月計累計の締高をつけ、累計にかい長の検印を受けることとされているのに、令和5年4月から令和6年10月までの各月の累計（受入額合計 474,607 円 払出額合計 363,518 円）にかい長の検印を全く受けていなかった。</p> <p>郵便切手等は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。今後は、奈良県会計規則に基づき、郵便切手等の適正な管理に努めるとともに、実効性のあるチェック体制の整備を図られたい。 (注意事項)</p>

	野外活動センター	令和7年 3月24日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の修繕工事契約について、業務完了後に支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額 935,000 円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>
福祉医療部	郡山保健所	令和7年 5月15日	<p><b>報酬等の誤払い及び過年度支出の発生について</b></p> <p>平成30年度から令和4年度の報酬及び旅費について、債権者を誤って支出した事例が20件(支出額合計 1,269,274 円)認められた。また、地方自治法において、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならないとされているが、正当債権者への支払いをするため、上記のうち令和元年度から令和4年度の報酬及び旅費16件(支出額合計 580,073 円)では、令和6年10月に令和6年度予算から支出して、過年度支出となっていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務において債務の確認を徹底するとともに、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努め、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p><b>会計書類の紛失について</b></p> <p>令和5年度「物品購入」に係る会計書類について、保存期間が5年と定められている物品購入調書に係る関係書類(物品購入伺書、予定価格積算書等)の紛失が認められた。</p> <p>今後は、奈良県行政文書管理規則に基づき、会計書類を適正に保管、管理するよう努めるべきである。(指摘事項)</p> <p><b>重要物品に係る備品管理簿の未整理及び財産調書の記載誤りについて</b></p> <p>備品管理簿の整理は、その原因の発生の都度しなければならないとされているが、備品管理簿に記載している重要物品1件について、所在が不明である事例が認められた。</p> <p>また、上記の1件について、奈良県会計規則第42条の規定に基づいて所属長が作成する財産調書に、所在が不明であるのに記載し会計管理者に提出していた。</p> <p>今後は奈良県会計規則等に基づき、備品管理簿を整理すべき原因が発生した際は都度整理し、適正に財産調書の作成を行うべきである。(指摘事項)</p>

	中和保健所	令和7年 5月30日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	吉野保健所	令和7年 5月30日	同上
	保健研究センター	令和7年 3月24日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 63,580 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
	身体障害者更生相談所	令和7年 4月24日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
医療政策局	精神保健福祉センター	令和7年 5月22日	<p><b>内部統制の強化・充実について</b></p> <p>今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p> <p><b>需用費の二重払いについて</b></p> <p>令和6年度の需用費について、契約の相手方に二重に支出していた事例が1件（支出額 13,300 円）認められた。令和6年5月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p> <p><b>郵便切手等交付簿の検査漏れについて</b></p> <p>郵便切手等交付簿は、毎月月末に月計累計の締高をつけ、累計にかい長の検印を受けることとされているのに、令和5年4月から令和6年11月までの各月の累計（受入額合計 378,006 円 払出額合計 336,158 円）にかい長の検印を全く受けていなかった。</p> <p>郵便切手等は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。今後は、奈良県会計規則に基づき、郵便切手等の適正な管理に努めるとともに、実効性のあるチェック体制の整備を図られたい。（注意事項）</p>

環境森林部	景観・環境総合センター	令和7年 5月30日	<p><b>資金前渡に係る現金出納簿の未作成について</b>  資金前渡職員は現金出納簿を備え、必要な事項を記載するものとされているのに、令和2年度から令和6年度において、現金出納簿を作成していなかった。  今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p><b>請書を徴取していない契約について</b>  契約の締結に当たっては、契約書の作成を省略できる場合でも、建設工事の請負契約以外で契約金額が100万円未満50万円以上の契約においては、契約内容について誓約させる意味を有する請書を契約の相手方から徴取することとされているが、令和5年度の契約金額が100万円未満50万円以上の設備修繕の契約について、請書を徴取していなかった事例が1件(契約額 657,470円)認められた。  今後は、奈良県契約規則及び会計局通知に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p>
	森林技術センター	令和7年 4月24日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	フォレスターアカデミー	令和7年 5月13日	<p><b>内部統制の強化・充実について</b>  今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p> <p><b>支出負担行為の遅延について</b>  委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の広告契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件(契約額 110,000円)認められた。  今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p><b>資金前渡に係る現金出納簿の未記入及び月例検査の未実施について</b>  資金前渡職員は現金出納簿を備え、必要な事項を記載するものとされているのに、令和5年度及び令和6年度の現金出納簿について、22か月分の記入が漏れていた。また、資金前渡職員が備える現金出納簿について、所属長は、毎月末日に検査を行うこ</p>

			<p>ととされているのに、令和5年度及び令和6年度において、この月例検査を全く行っていないかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p><b>郵便切手等交付簿の検査漏れについて</b></p> <p>郵便切手等交付簿は、毎月月末に月計累計の締高をつけ、累計にかい長の検印を受けることとされているのに、令和6年8月から令和7年2月までの各月の累計(受入額合計 40,206円 払出額合計 34,560円)にかい長の検印を全く受けていなかった。</p> <p>郵便切手等は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。今後は、奈良県会計規則に基づき、郵便切手等の適正な管理に努めるとともに、実効性のあるチェック体制の整備を図られたい。</p> <p>(注意事項)</p>
産業部	競輪場	令和7年 8月5日	<p><b>施設賃貸料の調定事務の遅延について</b></p> <p>令和6年度の施設賃貸料について、奈良県公有財産規則で定められた納期限を経過した後に納入の通知を行っていた事例が1件(調定額 10,041円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県公有財産規則に基づき、調定事務の適時適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みられたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p><b>工事の執行に係る不適切な事務処理について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の工事請負契約について、支出負担行為を行わず契約書も作成しないまま工事を実施し、完了していた事例が1件(契約額 2,497,000円)認められた。</p> <p>さらに、工事完了後に支出負担行為を行い、契約を締結していたものの実際の工事の履行期間とは異なる履行期間で契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則等に基づいた契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック機能を強化するなど実効性のある内部統制の整備に取り組み、不適切な事務処理の再発防止に努めるべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p><b>競争路補修工事の計画的な執行について</b></p> <p>競争路の補修工事について、過去5年間の監査資料を確認すると、一般競争入札が1件認められる以外は、19件の少額随意契約を行っていた。</p> <p>平成24年度から奈良県営競輪あり方検討委員会が継続的に審議され、大規模な補修が行えなかった経緯はあるが、今後は奈良県公共施設等総合管理計画に基づき、施設改修の優先順位の明確化と計画的</p>

			な改修の実施により、施設全体にかかるライフサイクルコストの軽減や平準化を図るとともに、「事後保全」から「予防保全」への転換を進めるように検討されたい。 (意見事項)
	高等技術専門学校	令和7年 3月24日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
観光局	奈良春日野国際フォーラム	令和7年 4月24日	同上
食農部	中央卸売市場	令和7年 5月15日	<b>公有財産の不適切な管理について</b> 卸売市場施設内の事務室の一面において、場内事業者で構成される組合事務員が使用している部分があるのに、使用者から使用許可申請がなされないまま、使用許可及び使用料の徴収を行っていなかった事例が認められた。 今後は、地方自治法、奈良県公有財産規則等に基づき、適切に公有財産の管理を行うべきである。 (指摘事項)
	農業研究開発センター(病害虫防除所を含む)	令和7年 6月11日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	家畜保健衛生所	令和7年 5月15日	<b>支出科目の誤りについて</b> 令和6年度の動物用医療検査薬の購入について、経費の性質が医薬材料費であることから予算科目を需用費医薬材料費で支出すべきであったのに、需用費その他で支出していた事例が1件(契約額13,585円)認められた。令和6年5月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。また、令和5年度の飲料水水質検査について、経費の性質が検査手数料であることから予算科目を役務費で支出すべきであったのに、委託料で支出していた事例が1件(契約額7,220円)認められた。 今後は、奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。 (注意事項)  <b>重要物品に係る備品管理簿の未整理及び財産調書の記載誤りについて</b> 備品管理簿の整理は、その原因の発生の都度しなければならないとされているが、令和3年度に処分した重要物品1件について、処分したことを整理していなかった。また、上記の1件について、奈良県会計規則第42条の規定に基づいて所属長が作成する財産調書に、誤って記載したまま会計管理者に提出していた。 今後は奈良県会計規則等に基づき、備品管理簿を整理すべき原因が発生した際は都度整理し、適正に財産調書の作成を行うべきである。 (指摘事項)

			<p><b>郵便切手の過大な保有について</b></p> <p>令和5年度末の郵便切手の保有残高が当該年度月平均使用料の6か月分を超え、かつ、その総額が5万円を超えて多額（保有残高 50,145 円）となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。（注意事項）</p>
県土マネジメント部	幹線街路整備事務所	令和7年 3月24日	<p><b>源泉所得税の納付遅延について</b></p> <p>令和5年度の役務費及び委託料について、源泉徴収済みの源泉所得税の税務署への払出を行っていなかったことにより、源泉所得税の納付が遅延していた事例が1件（納付すべき額 925,972 円）認められた。また、これに伴い、不納付加算税（46,000 円）が発生していた。</p> <p>今後は、適正な源泉徴収事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
まちづくり推進局	中和公園事務所	令和7年 3月24日	<p><b>支払遅延による施設賠償保険の未加入期間の発生について</b></p> <p>令和6年度の役務費（施設賠償保険料）について、支払期限日を超過したことにより保険開始日が遅延し、25日間の保険未加入期間が生じていた事例が1件認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、適時、適正な事務の執行に努められたい。（注意事項）</p>
教育委員会 (学校)	奈良商工高等学校	令和7年 4月24日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 150,700 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。（注意事項）</p>
	山辺高等学校	令和7年 5月30日	<p><b>歳入科目の誤りについて</b></p> <p>令和6年度の通信教育入学料について、経費の性質が通信制の入学料であることから予算科目（節）を通信教育入学料で収納すべきであったのに、高等学校入学料で収納していた事例が1件（収入済額 32,000 円）認められた。</p> <p>今後は奈良県予算規則等に従い、適正な予算科目で収納されたい。（注意事項）</p>

山辺高等学校 (教職員課に対する実地監査で指摘事項となる。)	令和7年 8月4日	<b>定時制通信教育手当及び義務教育等教員特別手当の誤認定について</b> 令和5年度の定時制通信教育手当及び義務教育等教員特別手当について、認定を誤ったため、過支給及び支給不足となっていた事例が12件(過支給額合計1,309,500円、支給不足額合計202,200円)認められた。 今後は、一般職の職員の給与に関する条例等に基づき、適正な認定事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
奈良北高等学校	令和7年 6月11日	<b>郵便切手の過大な保有について</b> 令和5年度末の郵便切手等の保有残高が当該年度月平均使用料の6か月分を超え、かつ、その額が5万円を超えて多額(保有残高54,650円)となっていた。 郵便切手等は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)
添上高等学校	令和7年 4月24日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
磯城野高等学校	令和7年 4月17日	同上
高取国際高等学校	令和7年 5月22日	<b>会計書類の紛失について</b> 令和5年度「物品受贈調書」に係る会計書類について、保存期間が5年と定められている物品受贈調書に係る関係書類(寄附申込書等)の紛失が認められた。 今後は、奈良県行政文書管理規則に基づき、会計書類を適正に保管、管理するよう努めるべきである。 (指摘事項)
大和広陵高等学校	令和7年 6月9日	<b>内部統制の強化・充実について</b> 今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まされたい。 (注意事項)
青翔高等学校	令和7年 4月24日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

	青翔中学校	令和7年 4月24日	同上
	奈良南高等学校	令和7年 5月30日	<p><b>会計年度を誤った支出について</b></p> <p>地方自治法においては各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないとされているが、令和5年度の共済費について、令和6年度予算から支出していた事例が1件(契約額 32,334 円)認められた。令和6年5月にその誤りに気づき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。</p> <p>(注意事項)</p>
	十津川高等学校	令和7年 8月5日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	奈良西養護学校	令和7年 3月24日	同上
	二階堂養護学校	令和7年 4月17日	<p><b>支出科目の誤りについて</b></p> <p>令和6年度の公用車の車検費用について、経費の性質に基づく予算科目で支出すべきであったのに、誤った予算科目で支出していた事例が2件(契約額合計 39,600 円)認められた。その態様の内訳は、①経費の性質が重量税であることから公課費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が1件、②経費の性質が印紙代であることから予算科目を役務費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が1件となっていた。令和6年8月及び10月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。</p> <p>(注意事項)</p>
警察本部	奈良警察署	令和7年 4月21日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	五條警察署	令和7年 4月21日	同上

## (ウ) 監査重点事項の結果

会計事務に係る進捗管理状況については、139所属のうち57所属が会計事務におけるスケジュールを作成、共有しており、1所属が作成しているが共有していない、81所属が作成していない結果となった。進捗管理不足による指摘事項等があった41所属のうち、17所属が会計事務におけるスケジュールを作成、共有していたが、それを十分活用されていない状況となっていた。

資金前渡に係る事務処理については、指摘事項等として報告すべき事項が3件、注意事項等として報告すべき事項が1件認められた。郵便切手等に係る事務処理については、注意事項等として報告すべき事項が6件認められた。

## (エ) 監査の総括

監査の結果、指摘事項等の要因としては、「他の業務を優先したことによる遅延」や「所属としての進捗管理不足」、「職員の病気休暇等による人員不足」によるものが見受けられた。

引き続き、法令遵守意識の徹底及び職員の会計例規に対する知識の向上に努めるとともに、リスク管理の徹底及び実効性のある進捗管理について取り組まれない。

## 第2 財政的援助団体等監査

### 1 監査の実施方針

県が資本金(基本金等)の4分の1以上を出資している法人については、出資目的に沿って適正に運営されているか、事業が出資目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、県が補助金等の財政的援助を与えている団体については、補助金等の交付目的に沿って効率的、効果的に事業が実施されているかなどに着眼して、監査を実施した。

### 2 監査実施状況 (単位: 団体)

出資団体	財政的援助団体	指定管理者	合計
1	1	0	2

### 3 監査の結果

#### (1) 指摘事項等件数

指摘事項	注意事項	意見事項	合計
0	0	0	0

### 4 監査実施団体の概要及び監査の結果

団体名	奈良県土地開発公社	実施年月日	令和7年8月26日
-----	-----------	-------	-----------

#### (1) 団体設立の目的

公共用地・公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある開発整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### (2) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産 10,000,000 円は、全額県の出資

イ 当該法人の債務について県が債務保証を行っており、令和6年度末における債務保証の対象となる負債の残高は、10,185,052,722 円

### (3) 財務の状況

#### 貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	12,000,083,012	流動負債	10,962,113,865
固定資産	460,200,594	固定負債	1,480,486
		負債合計	10,963,594,351
		資本金	10,000,000
		前期繰越準備金	3,325,028,533
		当期純損失	1,838,339,278
		資本合計	1,496,689,255
合 計	12,460,283,606	合 計	12,460,283,606

#### 損益計算書

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
事業原価	4,750,043,187	事業収益	4,769,657,772
販売費及び一般管理費	33,198,561	事業外収益	8,202,042
事業外費用	3,998,300		
特別損失	1,828,959,044		
総費用合計 (a)	6,616,199,092	総収益合計 (b)	4,777,859,814
当期純損失(b)-(a)=(c)	△1,838,339,278		

### (4) 監査の結果

県が出資を行ったものに係る出納その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

団体名	ムジークフェストなら実行委員会	実施年月日	令和7年8月5日
-----	-----------------	-------	----------

#### (1) 補助金等を交付した団体の目的

奈良県の多彩な魅力やポテンシャルを活かし、魅力ある音楽祭を開催することで、質の高い文化芸術に触れる環境づくりを進めることを目的とする。

#### (2) 補助金等の交付状況

令和6年度の補助金等は、次のとおりである。

ムジークフェストなら実行委員会負担金 70,631,517円

#### (3) 監査の結果

県が補助を行ったものに係る出納その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。